

教育委員会制度改革への対応について

平成26年11月25日

教育委員会

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）が平成26年6月20日に公布され、平成27年4月1日に施行されることから、教育委員会制度改革の概要及び今後の市の対応について説明するものである。

1 改革の趣旨

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るため、教育委員会制度の改革を行う。

※ 政治的中立性、継続性・安定性を確保するため、教育委員会を引き続き執行機関とし、職務権限は従来どおりとする。

2 改革の概要

(1) 教育行政の責任の明確化

- ア 教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者（新教育長）を置く。
- イ 教育長は、首長が議会同意を得て、直接任命・罷免を行い、任期は3年とする。（教育委員の任期は、4年）
- ウ 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。

(2) 総合教育会議の設置

- ア 会議は、首長が招集し、首長並び教育長及び教育委員4人により構成される。
- イ 会議では、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な大綱（以下「大綱」という。）の策定、教育条件の整備等重点的に講すべき施策、緊急の場合に講すべき措置について協議・調整を行う。

(3) 大綱の策定

首長は、総合教育会議において、教育委員会と協議し、教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参照して、大綱を策定する。

3 施行期日 平成27年4月1日

【経過措置】

現委員長：現教育長の委員としての任期（平成28年9月30日）が満了する日まで在職する。

現教育長：委員としての任期満了まで従前の例により在職する。

4 改革への対応

(1) 大綱の策定

平成27年度中に大綱を策定する。

(2) 総合教育会議の運営

ア 総合教育会議は、市長が招集し、年1回以上開催するものとする。なお、第1回目の会議は、平成27年度早期に開催予定である。

イ 総合教育会議の庶務は、協議・調整事項の事前調整や会議の招集事務など、速やかな対応が求められることから、市長部局と連携しながら、教育委員会事務局が行う。

(3) 条例の改正

教育長の給与等に関する条例等関係条例の改正を行う。(平成27年3月議会提出予定)